

妙見山国有林外二ホンジカ捕獲委託事業（R7 当初明許） 特記仕様書

本特記仕様書は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めたものである。

1. 事業の目的

近年、二ホンジカによる森林被害は全国共通の課題となっており、関東森林管理局においても捕獲事業や獣害防護柵の設置などで被害の拡大防止に努めてきたところである。

福島県は元々二ホンジカの生息がほとんど確認されていない地域であったが、近年は尾瀬への侵入・被害に留まらず、会津地方全域や中通り地方まで生息域を拡大させており、福島森林管理署管内でも郡山市内等の一部造林地で二ホンジカによる植栽木への食害が発生していることから、令和3年度以降、忌避剤散布を実施しているところである。

このような背景から、二ホンジカによる森林被害軽減のため、くくり罠による誘引捕獲を実施する。

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月19日（金）まで（各事業の実施期間は4に示すとおり）

3. 事業実施に係る打合せ

本事業の実施に際して以下のとおり打合せを行う。

時 期	場 所	備 考
事業計画書作成時	福島森林管理署	監督職員による現地案内及び打ち合わせ
着手前	福島森林管理署外	
事業実行時	福島森林管理署外	監督員等の指示により必要に応じて打合せを実施
実績報告書作成時	福島森林管理署	

4. 事業内容

本事業は、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書に定めるもののほか、以下により実施すること。

I くくり罠による捕獲

（1）事業区域

福島県郡山市三穂田町字妙見山国有林外

（2）捕獲対象及び目標頭数

捕獲対象：二ホンジカ

目標頭数：5 頭

(3) 実施期間

令和 8 年 10 月 13 日から令和 8 年 12 月 14 日までのうち 40 日間

ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日は、捕獲作業を行わず、わなを稼働させないこと。

(4) 罾の仕様

罾は別紙 1「調達及び貸与物品一覧表」に示すとおりとし、委託者から貸与する。

(5) 実行体制

1 日あたりの実行体制は 1 班 2 名体制（車両 1 台）とする。（捕獲、見回り、検体、罾のメンテナンス、埋設含む）

(6) わなの設置数及び設置位置

① くくり罾の設置数：30 基

② 設置位置

監督職員と協議のうえ、別紙「位置図」に示す天狗沢に 10 基、妙見山に 20 基設置する。

(7) くくりわなによる捕獲の実施方法

① わなの稼働及び見回り

あらかじめ区域内に鉋塩を設置して誘引しているため、監督職員と協議の上、罾の設置場所を決定して罾を稼働する。

なお、わなの設置後は「捕獲情報集計表_わな情報およびわな森林情報」において設置するわなごとに必要な事項を整理すること。小班 ID に必要な情報については監督職員からの指示を受けるものとする。

また、現場の状況に応じて罾の設置場所を変更した場合も、その都度、監督職員に報告すること。

罾稼働期間中は 1 日 1 度の見回りを必須とし、見回りの際に罾の稼働状況を確認し、結果を誘引作業日報（様式仕 1）に記入すると共に「捕獲情報集計表_わな見回り結果」に記入すること。

② 捕獲個体の止めさし及び処理

ア 捕獲状況の記録

シカが捕獲された場合は捕獲個体の検体作業（雌雄区分、成獣・幼獣別等）を行い、その結果を様式仕 2「捕獲作業日報」に記録しておくこと。

イ 止めさしの方法

原則としてナイフまたは電気止めさし機によるものとする。なお、安全上やむを得ず猟銃を使用する場合は監督職員と協議の上、その内容を様式仕 2「捕獲作業日報」に記録しておくこと。

ウ 捕獲個体処理

林内埋設とし、個体を捕獲する都度、捕獲箇所の近隣山林内に埋設穴を掘り、個体を埋設処理すること。また、埋設に当たっては、他の野生鳥獣による掘り返し防止のため、捕獲個体 1 体につき 2 kg の消石灰を散布のうえ覆土すること。

③ 捕獲個体集計表等の作成

「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」2.4.2(5)・(6)において受託者が作成する「捕獲個体記録票」及び「捕獲状況集計表」については、別添の「【参考資料】捕獲状況集計表_説明」を参照の上、Microsoft Excel で作成し、その電子データを監督職員に提出すること。

II 報告書の作成

受託者は捕獲作業完了後に契約書第 9 条の規定に基づき事業の実施状況等をまとめた委託事業実績報告書並びに捕獲事業の実施結果及び個体の記録・写真を取りまとめた捕獲事業報告書を作成すること。

①納入期限及び提出場所

- ア 提出期限：令和 9 年 1 月 29 日（金）
- イ 提出場所：福島森林管理署

②納入物

- ア 紙媒体：報告書 2 部（カラー A 4 番左途次、両面印刷）
- イ 電子媒体：報告書、写真データを収納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）2 部

③電子ファイルの仕様

- ア Microsoft 社 Windows11 で表示可能なものとする。
- イ 使用するソフトウェアについては、以下のとおりとする。
 - a 文書：文書作成ソフトウェア(Microsoft 社 Word)
 - b 表計算：表計算ソフトウェア(Microsoft 社 Excel)
 - c 画像：JPEG 形式
- ウ 上記②イ報告書等のデータは PDF 形式でも保存すること。
- エ 報告書納入後に受託者側の責により不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

④留意事項

報告書等の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平 31 年 2 月 8 日変更閣議決定）に適合した製品を使用すること。

III 安全対策

（1）関係機関・団体等への文書による周知

捕獲実施予定日及び予備日について、一般者の立入を禁止する旨の文書を関係機関・団体等に通知し、周知すること。

(2) 林道ゲート前の立ち入り禁止看板及びロープ等の設置

捕獲を実施する林道の入口手前や遊歩道の入口及び一般者への周知が必要な箇所に立入禁止看板を設置し、捕獲作業実施中の入林者の立入りを禁止すること。この場合の立入禁止看板の支柱・掲示板等は受注者で準備する。

(3) 猟具への標識設置

捕獲に使用する猟具に標識（住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項）を装着し、捕獲作業を行うこと。

(4) 安全管理体制

本事業の実施に際しては、安全管理体制、実施体制、緊急連絡体制等を明らかにし、事業従事者全員がそれぞれの役割を把握できるようにする。

なお、捕獲対象鳥獣に係る感染症やダニ等の危険性を熟知し、捕獲個体の処理作業時は、適した服装で行う。

(5) 事業の中止

事業の全部又は一部の実行を一時中止する場合は、契約条項第 14 条に基づくほか、天候不良等により事業の実施が困難と受注者が判断した場合は、監督職員と協議の上、その日の事業を中止することができるものとする。この場合、作業日報に中止の理由、監督職員との協議内容等を記載しておくものとする。

(6) その他

本事業実施に当たり必要な安全対策を講じ実施するものとする。

5. 著作権等の扱い

(1) 報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、発注者に帰属するものとする。

(2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 報告書に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作権等（以下「既存著作物」という。）は、個々の著作者等に帰属する。

(4) 報告書に既存著作物が含まれる場合には、受注者が当該著作物の使用に必要な費用負担及び手続を行うものとする。

6. その他

(1) 関係機関への許認可申請、説明等

受注者は、くくりわな設置、シカ捕獲・埋設について、当該市、環境省等関係行政機関に対し説明を行い、必要な許認可申請等を実施する。なお、許認可証及び報告書等については、後日森林管理署へ写しを提出する。

(2) 一般的事項

ア 事業の進行状況を週に 1 回以上報告するほか、監督職員の求めに応じて報告するものとする。報告はメールにて行うこと。

イ 事業目的を達成するために、監督職員は、進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受注者はこれに従うものとする。

ウ 各種報告に用いる位置図類は関東森林管理局ホームページにて公表されている国有林野施業実施計画図（縮尺：2 万分の 1）を使用すること。

エ 受注者は、本事業の実施に当たって再委託を行う場合、事前に監督職員と協議を行い、承認を得るものとする。

オ 受注者は、事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

カ 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない作業を行う必要が生じたときは、監督職員と協議を行うものとする。

キ 発注者は、過去の調査結果等必要な資料の貸与等を必要に応じて行う。

ク 受注者は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和 26 年法律第 246 号）、「国有林野管理規程」（昭和 36 年農林省訓令第 25 号）、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及びその他の関係法令（銃を使用する場合は「銃砲刀剣類所持等取締法」（昭和 33 年法律第 6 号）、「火薬類取締法」（昭和 25 年法律第 149 号））を遵守しなければならない。

(3) 支払対象

本事業では、捕獲目標頭数を定めるものの捕獲実績による支給ではなく、捕獲事業に要した費用について支給する。ただし、4-Ⅲ-(5) により事業の一時中止を行った日以外で、正当な理由なくして事業を行わなかった日については減額の対象とし、その日数に応じて双方協議の上、決定するものとする。

なお、林外の焼却施設及び加工施設への運搬費用並びに焼却処分費用については、支給対象外とする。

(4) 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複（本事業で捕獲したシカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金を受領するなど）はできない。

(5) CSF（豚熱）の感染拡大防止

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、福島県における CSF 対策を熟知して適切な対策を行うこと。

7. 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別添「委託事業における人件費の生産等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類を整備しなければならない。なお、人件費明細書及び直接作業時間を確認することができる書類については、検査の際に提示しなければならない。